



中部運輸局自動車交通部

令和7年12月26日 14:00発表

連絡先:

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官
宮川、磯野 TEL 052-952-8082
中部運輸局 静岡運輸支局 輸送・監査担当
金森、吉住 TEL 054-261-2898

タクシー事業者を許可の取消し処分

中部運輸局は、下記事業者に対して許可の取消し処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：うど交通 株式会社（代表取締役 上野 浩安）
住所：静岡県静岡市駿河区国吉田4丁目10番1号
営業所：本社営業所（住所に同じ）
宮加三営業所（静岡市清水区宮加三字山下781番地の5）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和7年12月26日
処分内容：許可の取消

3. 監査端緒

令和7年8月11日静岡市葵区の国道1号線において空車のタクシーが歩行者をはね、逃走したとみられる轢き逃げ事件があったことから監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

【本社営業所】

(1) 運行管理者を選任していなかった。

(道路運送法第23条第1項)

(2) 運行管理者の選任（解任）の届出をしていなかった。

(道路運送法第23条第3項)

(3) 苦情処理の記録が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第3条第2項)

- (4) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
- (5) 点呼を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)
- (6) アルコール検知器を有効な状態で保持していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項)
- (7) 点呼の記録をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (8) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (9) 業務の記録の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第3項)
- (10) 事故の記録の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)
- (11) 乗務員等台帳の記載事項等が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- (12) 主として運行する営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- (13) 運転者に対する指導監督の記録の記載事項等が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- (14) 国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

- (15) 特定の運転者（高齢運転者）に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- (16) 整備管理者の変更の届出をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
- (17) 輸送の安全に関わる情報の公表をしていなかった。
(道路運送法第29条の3)

【宮加三営業所】

- (1) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
- (2) 点呼を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)
- (3) 点呼の記録をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (4) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (5) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (6) 業務の記録の記録事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)
- (7) 事故の記録の記録事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)
- (8) 乗務員等台帳を作成していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

- (9) 乗務員等台帳の記載事項等が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- (10) 主として運行する営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- (11) 運転者に対する指導監督の記録の記載事項等が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- (12) 国土交通省告示で定める特定の運転者（初任運転者、高齢運転者）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- (13) 特定の運転者（初任運転者、高齢運転者）に対する運転適性診断（初任診断、適齢診断）を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- (14) 業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)
- (15) 輸送の安全にかかる情報の公表をしていなかった。
(道路運送法第29条の3)